

A1 京丹波町訪問型サービス(みなし)サービスコード表(現行相当みなし指定:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅳ) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで		266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅴ) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		270	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅵ) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		285	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(みなし) (短時間サービス) 165単位 ※1月につき22回まで		165	1回につき
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1回につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1回につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	子 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

A2 京丹波町訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		266	1回につき	
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任		266単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%			186
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			※1月の中で全部で4回まで			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%				167
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型独自サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		270		
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任		270単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%			189
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一			※1月の中で全部で5回から8回まで			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%				170
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型独自サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		285		
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任		285単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%			200
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一			※1月の中で全部で9回から12回まで			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%				180
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型独自サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)		165	1回につき	
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任		165単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%			116
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一			※1月につき22回まで			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%				104
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			